

小牧市条例制定請求者代表者証明書交付申請書



小牧市 [Redacted]

無職

渡邊育代 [Redacted]

生年月日 [Redacted]

女

小牧市 [Redacted]

無職

郷治裕子 [Redacted]

生年月日 [Redacted]

女

小牧市 [Redacted]

無職

福本英雄 [Redacted]

生年月日 [Redacted]

男

地方自治法施行令第91条第1項の規定により、別紙のとおり小牧市条例制定請求書を添え、小牧市条例制定請求者代表者証明書の交付を申請します。

2015年6月30日

小牧市長 山下史守朗 様

※ 小牧市条例制定請求書及び条例案を添付します。

小牧市条例制定請求書

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例制定請求の要旨

1、請求の要旨

2009年に「新小牧市立図書館建設基本計画書」が策定され、2010年に駅前再開発ビル「ラピオ」の空床が問題となり、2011年「新図書館をラピオ内に」と発表。しかし、同年の市長選挙で山下市長は、「図書館の建て替えなどの大型プロジェクトについては、市民の意見をよく聞き、長期的視点に立って、ゼロから再検討します」のマニフェストに基づき、ラピオ案を撤回しました。

2014年4月13日、市公民館で開催された「市民と市長のタウンミーティング～市長と話してみませんか？」で、山下市長は「図書館問題はまだ白紙です」と市民に答えながら、同年4月26日に「A街区に『武雄市モデル』の新図書館建設」と、突然の新聞発表があり、そして、6月議会には、関連議案の超スピード提案・可決と今日に至っています。どこで市民の意見を聞いたのか疑問が一杯です。

図書館をはじめとした文化事業は大切ですが、マンモス化でプレハブもある「小牧南小学校の建て替え」、介護施設の入所待ち・待機者も多く「介護施設の拡充」、新市民病院の建設など緊急な課題が山積しています。財政面も含め、こうした優先度の高い事業からすすめるべきではないでしょうか。

建設費も、当初「30億円」といわれていたのが「約40億円」と膨らんだり、レンタル大手「ツタヤ」を運営する「カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) (CCC) など民間業者と市長のトップダウンですすすめられており、「ツタヤ方式の図書館に『どんなメリット・デメリット』があるのか」なども市民には十分知らされていません。

市民の意見を聞く最良な方法は「住民投票」です。今年制定された小牧市自治基本条例第24条に「市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と規定されています。このように、小牧駅西A街区の新図書館建設そのものを問い直すに十分な状況です。

小牧市議会は、「新図書館建設計画を白紙にしてほしいなど市民に是非を問え」との市民の声を真摯に受け止め、民意を問うべく住民投票に踏み切って頂くよう求めます。そこで、私たちは、「新図書館建設計画を白紙にすることを問う」ために、標記の条例を制定することを請求します。

2、請求代表者

(住 所)	(職 業)	(氏 名)	(印)	(性別)
小牧市 [REDACTED]	無 職	渡 邊 育 代	[REDACTED]	女
小牧市 [REDACTED]	無 職	郷 治 裕 子	[REDACTED]	女
小牧市 [REDACTED]	無 職	福 本 英 雄	[REDACTED]	男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成27年 6月30日

小牧市長 山下史守朗 宛て

新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、市議会で議決された新図書館建設計画(以下「新図書館建設計画」という。)を白紙にすることに関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、新図書館建設計画を白紙にすることに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、小牧市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

- 2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という)は、新図書館建設計画を白紙にすることに賛成するとき投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。
- 5 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。